文京区バリアフリー基本構想

中間評価、概要版

令和５年３月

文京区

１ページ目

第１章、はじめに、本編1ページ目

１の１、文京区バリアフリー基本構想の概要

本区では、平成27年度に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、以下、バリアフリー法、に基づく、文京区バリアフリー基本構想、以下、基本構想、を策定しました。

基本構想では、点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう、の目標のもと、おおむね10年後の令和７年度を目標年次として取組を推進することとしています。

基本構想の検討にあたり、区全体に共通するバリアフリー課題や地域特性を踏まえた構想とするため、文京区都市マスタープランに示す５地区、都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部、それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区に設定し、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しました。

その方針に基づき、バリアフリー化を具体化するため、バリアフリー化のために実施する事業、特定事業、を重点整備地区別にとりまとめた重点整備地区別計画、以下、地区別計画、を検討しました。平成28年度には、文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画、都心地域、下町隣接地域、を、平成29年度には、文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画、山の手地域、東部、中央、西部、を策定しました。

重点整備地区区分図と各地区の面積の図については省略いたします。

１の２、中間評価の目的

基本構想の段階的かつ継続的な発展

重点的かつ一体てきなバリアフリー化の推進

中間評価とりまとめのイメージ図については省略いたします。

１の３、中間評価の流れ

令和２年度１０月に推進委員会を開催

１２月には推進協議会を開催し、書面開催、中間評価の進めかたについて議論しました。

令和３年度は、令和２年度の事業進捗状況把握、個別調査を実施するとともに、令和３年１２月から令和４年６月まで、完了した主な特定事業等実施箇所の確認、現地確認、写真、動画、を行い、意見照会を実施しました。

令和４年度１１月に推進委員会を開催

１２月には推進協議会を開催し、中間評価、案、今後の進めかたについて議論しました。

令和４年度３月に、中間評価をとりまとめ、公表しました。

2ページ目

第２章、事業の進捗状況及び区民等からの意見、本編４ページ目

２の１、特定事業等の着手率の整理

区全域における事業全体着手率は74％となっており、短期事業着手率では94％となっています。

地区別に見ると、事業全体着手率では、下町隣接地域が84％と最も事業が推進されており、短期事業着手率では、下町隣接地域が100％と全ての事業が着手されています。

特定じぎょうしゅ別に見ると、交通安全特定事業は、事業全体着手率及び短期事業着手率ともに100％となっており、公共交通特定事業、道路特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業の短期事業着手率では90％以上となっており、概ね計画的に事業が進捗しています。

ハード、ソフト分類別に見ると、事業全体着手率では、ハード事業が60％、ソフト事業が91％となっており、ソフト事業は職員、従業員等の研修や意識の啓発、案内表示の設置などの比較的容易に実施しやすい事業であることから、ハード事業と比べて着手率が高くなっていると考えられます。

地区別着手率、特定じぎょうしゅ別着手率、ハード、ソフト分類別着手率の図については、省略いたします。

注記

事業全体着手率

地区別計画に位置づけた全事業のうち、事業状況が、完了、継続、実施中、の事業の割合を示したもの。

短期事業着手率

地区別計画で実施時期を、短期、継続、に位置づけた事業のうち、事業状況が、完了、継続、実施中、の事業の割合を示したもの。

短期

平成28年度から令和２年度に実施する事業

3ページ目

２の２、完了した事業に対する主な意見

完了した主な特定事業等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮して、調査できる施設を事務局及び推進協議会委員にて確認、現地確認及び写真、動画での確認し、評価しました。

確認した完了事業に対する主な意見を以下に示します。

１番でいりぐちにエレベーターができたので、護国寺正門前に出られるようになり大変便利になった。東京メトロ有楽町線護国寺駅

車いすのかたが観覧しやすく整備されたのは大成功である。東京ドーム

大規模、大幅な改築で利用が便利になった。りくぎ公園、りくぎ公園運動じょう

全体的に以前と比べたら本当にきれいになった。多くの場所でエレベーターの設置や、車道と歩道の段差解消などが整備されて動きやすくなった。

コロナの中でもしっかり計画を決め、アクションを起こしていると思う。新たな課題についても今後見つけていってもらいたいと思う。

事業が構想どおりに進んでいる様子が確認できた。あとは、本当に必要とする方のために、マナーを呼びかけるポスター等を増やしても良いと思う。

２の３、未着手事業の主な要因

事業実施方法の検討

窓口スペースが狭く、お客様の利用も高齢者が多いため、視覚障害者誘導用ブロックにつまずくことも考慮して、設置について検討中。建築物

店舗の形状の都合及びソーシャルディスタンスの関係でスペースが取れない状況であり検討中。建築物

具体的な実施方法について検討中。建築物、など

事業実施時期の変更

経営的な問題と、コロナの影響があり、手が付けられていない。令和３年度以降に着手していく。建築物

令和３年度以降に実施予定で検討中。建築物、など

関連事業等の影響

令和５年度からの移転の際に実施する方向で検討中。建築物

周辺の工事との取り合いを見ながら引き続き検討していく。建築物、など

２の４、心のバリアフリーワークショップ

基本構想の検討を始めて以降、区のバリアフリーに関する取組の周知及び心のバリアフリーの啓発を目的に、文京総合福祉センター祭りにおいて、心のバリアフリーワークショップを実施しています。

心のバリアフリーワークショップでは、障害の疑似体験や当事者との対話等を通じて心のバリアフリーに関する理解促進を図るとともに、基本構想に関する展示や、啓発用パンフレットの配布を行い、参加者からの意見や感想を収集しています。

まいねんど少しずつ方法を変えながら、障害体験や障害当事者とのかかわりを持つ機会を作っており、参加者の感想から、障害への理解が深まっていることが伺えます。

障害当事者だけでなく、多くの子どもや家族連れが訪れる文京総合福祉センター祭りの場を活用した心のバリアフリーワークショップの取組は、今後も継続的に実施することが期待されます。

4ページ目

第３章、中間評価のまとめ、本編28ページ目

３の１、社会情勢の変化

基本構想の策定以降、バリアフリー法の改正や関連法の制定、新型コロナウイルス感染症の拡大など、バリアフリーを取り巻く社会情勢が変化しています。これらの内容を十分に踏まえ、基本構想の推進を図る必要があります。

３の２、短期事業期間における特定事業等の評価

じぎょうしゅごとの評価

公共交通特定事業

未完了の特定事業を着実に実施するとともに、ソフト基準や、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな困りごとに留意した人的対応、心のバリアフリーのさらなる推進が必要です。

道路特定事業

沿道施設との連携も考慮した特定事業を実施するとともに、計画、設計者の知識、経験の習得と適切な整備を進めていくことが必要です。

道路の移動等円滑化に関するガイドラインに示された、歩道のない道路におけるバリアフリー化の工夫の例を参考に、さらなる安全性の確保に向けた取組を進めることが求められます。

建築物特定事業

着実に特定事業を実施するとともに、整備の計画段階から当事者参加の場を設け、適切に整備を進めていくことが必要です。

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正を踏まえ、新たな考え方に沿った整備の推進が求められます。

都市公園特定事業

視覚障害者誘導用ブロックに沿って濃い色のそくたいを設けるなど、輝度比を確保して視認性を高める工夫が求められます。

公園内のトイレについて、移動等円滑化に向けた配慮事項、で追加した内容を踏まえ、整備にあたってはより多様な利用者への配慮が求められます。

区内には保全が必要な自然環境や文化財を含む公園が多く、移動等円滑化基準に即した整備が難しい場合は、代替となる施設整備や情報提供、利用支援の充実が求められます。

交通安全特定事業

道路管理者との連携や当事者の要望に応じたバリアフリー整備、エスコートゾーンの整備や、違法駐車車両の指導取締り等の推進が重要です。

新たに移動等円滑化基準に加わった高度化PICS対応型信号機についての、区内の生活関連経路等での導入や活用に向けて、利用者等への適切な情報提供を図ることが求められます。

その他の事業

車いす使用者用トイレの、弱視者でも内部の様子が分かりやすいようなコントラストの確保等が求められます。

5ページ目

区全体の評価

心のバリアフリーの推進

障害への理解を深めるための職員研修や人権研修などを毎年実施しています。

また、心のバリアフリーハンドブック、の第３改訂版を令和元年度に作成し、障害に対する理解の推進を図っています。

今後も、全庁的な連携による心のバリアフリーの推進、啓発をおこなっていく必要があります。

観光、情報のバリアフリー、公共サイン整備

まちの移動、利用に関する観光、情報のバリアフリーについては、観光案内ばんのたげんご表記、掲示写真に対応するQRコードの設置や各避難じょ、緊急避難場所掲載の避難じょ表示ばんのたげんご表記、文京観光ガイドマップ、や、文京グルメマップ、のたげんごばんの作成などを実施しています。

また、区民と外国人留学生との、外国人おもてなしりょく、レベルアップ交流会、などを通じ、外国人をはじめとした来訪者でも安心して移動できるまちづくりを推進しています。

引き続き、これらの取組の推進と、特定事業等による案内表示の分かりやすさの向上が求められます。

坂道のバリアフリー

坂道や階段において、手すりや助け合い意識を喚起する標識、高齢者等が休憩できるようなお休み石の設置を実施しています。

今後も引き続き、区の特徴である坂道について、バリアフリーの視点からの移動の困難を解消するような取組をおこなっていく必要があります。

歩行空間の安全な利用

条例で指定している自転車等の放置を禁止する区域において、放置自転車等の撤去活動や自転車利用者への、歩行者優先、自転車はゆっくり走行、自転車は原則、車道を通行、などの注意喚起を実施しています。

また、道路にはみ出した樹木や、くどうじょうに許可なく置かれた看板、商品、植木ばちなどについては、所有者等に法令に基づく適切な指導を行い、安全な歩行空間を確保しています。

それらの歩行空間の安全利用の促進に合わせ、よそ見や、ながら歩きをしないなど、心のバリアフリーの周知啓発と連携した取組の実施も引き続き必要です。

バリアフリーに関する情報発信

基本構想に基づく特定事業等について、毎ねんど関係する事業者等へ進捗状況を照会しており、結果の概要をホームページに掲載しています。

また、バリアフリーマップについて、障害者等の意見を取り入れ、更新する予定です。

今後も引き続き、ホームページ等を活用して、誰もが分かりやすい、使いやすいバリアフリー情報の発信や、工事中や非常時の状況に応じたバリアフリー情報の提供が必要です。

6ページ目

３の３、今後の事業推進にあたっての留意点

中間評価では、これまでの取組やガイドラインの改定等を踏まえ、基本構想における、移動等円滑化に向けた配慮事項、を最新の内容に更新しました。

施設整備においては、構造上の制限や整備財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えます。このため、更新内容を関係事業者に改めて周知することで、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう働きかけていきます。

注記

赤字は基本構想の検討時点で、関連ガイドラインに同様の記載があるもののうち特に区民意見の多かったもの、青字は記載がないもの、オレンジ色で示した内容は、中間評価において更新したものです。

旅客施設、鉄道駅

項目

通路

共通の配慮事項、抜粋

動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保、輝度比が確保された視覚障害者誘導用ブロックの配置、する。

項目

ホーム

共通の配慮事項、抜粋

転落防止のため、ホームドアや可動式ホームさく、又は内方線つき点状ブロックを設置する。全駅対応済み

項目

案内設備

共通の配慮事項、抜粋

バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの活用、たげんご化された大きくわかりやすい案内表示を設ける。

道路、歩道のある道路

項目

整備

共通の配慮事項、抜粋

歩道の安全性を高めるため、自転車ネットワーク路線の通行空間整備を推進する。

信号機等

項目

信号機等

共通の配慮事項、抜粋

生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機、音響式や経過時間表示式、高度化PICS対応型信号機など、を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。

建築物、駐車場を含む

項目

上下移動

共通の配慮事項、抜粋

階段には両側に２段手すりを設け、行先を点字で表示するとともに、手すりのたんぶは巻き込むようにする。

旅客施設、鉄道駅、建築物、駐車場を含む、都市公園

項目

トイレ

共通の配慮事項、抜粋

車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する。十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、わかりやすいボタン配置など。

車いす使用者用トイレを２箇所以上設置する場合は、左右反転タイプの便座を用意するなど、左麻痺、右麻痺などの利用者に配慮する。

異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、男女共用トイレを整備することが望ましい。

壁や手すり等の色にコントラストを設けることにより、弱視者等が空間把握しやすいように配慮する。

7ページ目

第４章 、地区別計画の変更、本編59ページ目

中間評価に際し、各施設設置管理者等と調整の上、地区別計画を変更しています。計画変更の主な理由は以下、１から３、のとおりです。

１、地区別計画にて実施時期を、短期、とした特定事業等のうち、令和２年度末時点で未完了である事業について、実施時期を再設定したもの

２、継続、順次、随時など、同様の事業でありながら位置づけ方法が異なっていた特定事業等について、内容の整合を図ったもの

３、特定事業等を位置づけたが、検討の結果、構造的に実現が困難であったり、優先順位を変更したもの、別の方法で解決が図られたもの、ハード整備を想定していたが人的対応で対応することとしたものなど、状況の変化等を踏まえて事業を追加したり、削除したり内容を変更するもの

第５章、基本構想、地区別計画の推進に向けて、本編69ページ目

５の１、目標年次に向けた事業推進、留意点の周知

基本構想では、点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう、の目標のもと、おおむね10年後の令和７年度を目標年次として取組を推進することとしています。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により予定通り進まない事業があることも考えられることから、随時各事業者からの相談に応じ、代替案の検討を行うなど、さらなる事業推進を働きかけていきます。

また、中間評価において整理した社会情勢の変化や課題を踏まえて更新した、移動等円滑化に向けた配慮事項、について、関係事業者に周知、共有し、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう、協力を依頼していきます。

５の２、バリアフリー基本構想のさらなる推進とスパイラルアップ

基本構想におけるPDCAサイクルに基づき、基本構想の段階的かつ継続的な発展、スパイラルアップ、を推進します。

基本構想におけるPDCAサイクルのイメージ図については省略いたします。

文京区バリアフリー基本構想、中間評価、概要版

文京区、都市計画部、都市計画課、都市計画担当

郵便番号1 1 2の8 5 5 5、文京区春日、1の16の21

電話番号、0 3の5 8 0 3の1 2 3 9

FAX番号、0 3の5 8 0 3の1 3 5 8

以上